

## 乳幼児の意見表明権とその実施に関する一考察

### — J. コルチャックの権利思想を基として —

小田倉 泉\*

これまで、乳幼児の権利は限定的なものであり、子どもの権利条約成立過程においても、乳幼児の権利への言及は、保護に関わる事項が主であり、意見表明権は乳幼児を対象にしたものではなかった。

国連子どもの権利委員会による「一般的注釈 第7号」[乳幼児期における子どもの権利の実施]は、乳幼児が子どもの権利条約に規定された全ての権利の保有者であることを明記している。同委員会が強調しているのは、乳幼児の感情さえも尊重に値する意見である、ということである。コルチャックもまた、乳幼児の「涙と微笑みの言語」に耳を傾け、尊重することを強く要求している。コルチャックの乳児・幼児の権利観は、子どもの権利条約の理念への認識と理解を深めるものであると考える。

キーワード：子どもの権利委員会、乳幼児、意見表明権、J. コルチャック

#### はじめに

ヤヌシュ・コルチャック (Janusz Korczak, 本名Henryk Goldszmit 1878-1942) は、小児科医から教育者に転身し、ワルシャワに2つの孤児院を開いて、子どもとおとなの平等な権利を基本とする、子どもの自治による実践を行ったポーランドの教育者、作家である。コルチャックの教育において、「子どもの権利の尊重」は重要なキーワードであり、彼の教育思想と実践を貫く教育の基本であると言って過言ではない。

しかし、コルチャック没後36年後、1978年にポーランドが子どもの権利条約の採択を提案した理由の中で、コルチャックの名が挙げられることはほとんどなかった。子どもの権利条約草案審議作業部会議長であったアダム・ウォパトカ氏は後に、条約の提案理由の背景としてはコルチャックの名前を挙げている<sup>1)</sup>が、子どもの

権利条約成立過程においてはコルチャックの理論との関係は語られることはなく、条約への直接的な繋がりはないようである。W.K.ガンセ教授<sup>2)</sup>は、コルチャックの理論は、国際的な子どもの権利に関する議論の中で見失われたのではないかと述べ、彼の理論が第二次世界大戦後の国際的な子どもの権利運動の展開において影響を与え得なかったことによって、子どもの権利を基本的なところで深く理解することが妨げられてしまった側面があると述べている。コルチャックが子どもの権利に関する国際的議論の中で見失われた理由はまだ明らかではないが、彼の子どもの権利思想は、今日において権利条約の理念と子ども観の解釈を深める上で有益であると思われる。

2005年11月1日、国連子どもの権利委員会は、「乳幼児期における子どもの権利の実施 (Implementing Child Rights in Early Childhood)」と題した「一般的注釈 第7号 (General Comments No.7)」<sup>3)</sup>を発表した。こ

\* 埼玉大学教育学部乳幼児教育講座

こにおいて「乳幼児は、子どもの権利条約に規定された全ての権利の保有者である」と明記され、最善の利益の保障、保護・教育への権利等、保護を受ける主体であるだけでなく、積極的な権利行使者としてみなされるべきことが述べられている。本一般的注釈において特筆すべきことは、乳幼児が意見表明権を有していることを明らかにしている点である。

この一般的注釈に表されている乳幼児の権利、特に乳幼児の意見表明権を支えている乳幼児観は、コルチャックが代表作『子どもをいかに愛するか（“Jak kochać dziecko”）』（初版1918年）において描いている乳幼児観と共通する理念をもつと考えられる。この作品の中でコルチャックは、積極的な権利の行為者としての乳幼児を描き、彼らの権利尊重を求める主張を行っている。

本稿は、「一般的注釈 第7号」と、コルチャックの権利思想における、乳幼児の権利観に関する共通性に注目し、乳幼児の意見表明権の実施と、この権利が内包する、乳幼児の発達への意義について考察していく。

## I. 子どもの権利委員会「一般的注釈 第7号」における乳幼児の権利

### 1. 「意見表明権」の対象をめぐる解釈の変遷

1970年代から、欧米では乳児行動の研究が盛んになったと言われているが、今日、乳幼児に関する医学、心理学、社会学等諸科学の目覚しい発展によって、乳幼児の発達とそのメカニズム等に関する多くの研究が成果を上げ、乳幼児に関する研究は一つの研究領域として成立していると言えよう<sup>4)</sup>。これによって、乳幼児を無力な存在とみなす伝統的な乳幼児観は覆され、乳幼児は多様な能力を有し、重要な発達期にある存在としてみなされている。

1989年子どもの権利条約は、当時の最も先駆的な子ども観の結晶であるが、近年の乳幼児に対する国際的な認識の変化は、権利条約の「子

ども」解釈にも変化を与えていると考えられる。というのは、条約成立過程における乳幼児の取り扱いと、2005年「一般的注釈」に表された乳幼児観とは、大きな違いがあるためである。

本条約第1条において、「子ども」とは、「18歳未満のすべての者」と明記されている。条約は子ども期のどの時期をも特定してはいないため<sup>5)</sup>、従って、乳幼児は条約に明記されたすべての権利の保有者である。しかしながら、条約の成立過程における乳幼児の権利への言及は、出生前からのケアと保護への権利、生命への権利、適切な保護を受ける権利、最善の利益の保障等、保護に関わる事項が主であって、他の重要な事項についてはほとんど言及されてこなかった<sup>6)</sup>。N.I.リフスキは、今回の子どもの委員会が「乳幼児の権利はこれまで見過ごされてきた」、「乳幼児が条約の保護の権利からの利益しか得ていないということが広く信じられている」と言及していることを述べており<sup>6)</sup>、条約におけるこれまでの乳幼児の権利が限定的なものであったことは明らかである。

特に、「子どもの権利の実質内容と関わる画期的な条文」<sup>7)</sup>であり、「子どもを権利行使の主体として位置づけた」<sup>8)</sup>ものとして本条約の特徴的な権利である「第12条 意見表明権」に関しては、「自己の意見を形成する能力のある児童」の表明する意見が、「その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」ものであると記され、条約形成過程、また成立以後も、「意見表明権」とは、乳幼児期以降の児童を対象として述べられ、論じられてきた。また、条約の審議過程において、「意見」は「opinion」「wishes」から「views」に統一されたが、これについて石川稔は「viewが比較的高度の意見をいうと考えられるので、『自己の意見を形成する能力のある児童』は年齢の比較的高い子を意味すると考えられる」<sup>9)</sup>と述べており、成立当初から、意見表明権は乳幼児期には焦点を当てられなかったことがわかる<sup>10)</sup>。

第12条第2項は、「自己の意見を形成する能



力」がない場合への考慮が記されているが、その対象事項は、「司法上及び行政上」の問題であり、「view = 高度な意見」を未だ形成し得ない乳幼児の「意思、意向」は、その対象外となる。福田雅章は、2005年「一般的注釈」以前には子どもの権利委員会内でも意見表明権を、「子どもの成長発達との関係で理解することができず、どちらかという政治的・社会的参加権（市民的自由）の系譜として位置づけていた」<sup>11)</sup>と述べ、子どもの「意見表明」が、限定的な意味の中で解釈されていたことを指摘している。

ここから、乳幼児は現実的には、この権利を行使する主体とはみなされていなかったと言える。「年齢及び成熟度に従う」場合、新生児、乳幼児がその対象となることは稀なことであり、ここで問題となるのは、子どもが「未熟な」乳幼児期を過ぎ、その成長がどれだけ成人に近づいているかどうかを問うことであると思われる。よって、「意見表明権」は、乳幼児を対象とする権利であるとは解釈されてこなかった<sup>12)</sup>。

しかし、2004年9月17日に提出された、子どもの権利委員会による「乳幼児期における子どもの権利の実施 (Implementing Child Rights in Early Childhood)」<sup>13)</sup>と題された勧告、及び、これを受けて2005年11月に発表された、「一般的注釈 第7号」は、乳幼児が、条約の規定する全ての権利の保有者であること、従って、意見表明権もまた乳幼児の権利であることを明確に表明した。この一般的注釈は、乳幼児の権利に関する画期的な文書と言えよう。

## 2. 能動的主体としての乳幼児観と「意見表明権」

2004年勧告「乳幼児期における子どもの権利の実施」<sup>14)</sup>は、その冒頭で、

「子どもの権利条約がすべての人権の相互不可分性と相互依存性を基盤とする、乳幼児期の発達に関するホリスティックな視点が反映されていることを再確認する。従って、条約が認める

全ての権利は、最も幼い子どもを含む18歳以下の全ての者に適用される。……本委員会は、乳幼児期の発達の重要性を強調したい。なぜなら、乳幼児期は、子どものパーソナリティと才能、精神的身体的諸能力の健全な発達の確固とした基礎を築くために決定的に重要な期間だからである。」<sup>15)</sup>

と述べている。しかし、第12条に関しては「子どもの参加」として、以下のように述べるに留まっている。

「子どもの権利条約は主として、子どもに関わる全ての事項における子どもの参加を記している。それゆえ締約国は、家庭（適用できる場合には、拡大家族をも含む）、学校、保育施設、および子どもの属する地域社会において、最も早い乳幼児期の段階から、乳幼児の日常生活の中に、権利の保有者であるという子ども観が根付くことが保障されるよう、あらゆる適切な対策をとらなければならない。締約国は、乳幼児が日常生活の活動の中で、自分の権利を積極的に、かつ漸進的に行行使するための機会を促進し作り出すことに、両親（そして拡大家族）、学校、地域社会一般が積極的に参加するようにするためのあらゆる適切な方法を採用しなければならない。この点において、最も幼い子どもたちの発達しつつある能力に従って、彼らの表現、思想、良心と宗教の自由、およびプライバシーの権利に対し、特別な注意が払われなければならない」<sup>16)</sup>

ここでは、乳幼児の意見表明についての具体的な言及はない。しかし、これまで受身的な権利保有者であった乳幼児が、「日常生活の活動の中で、自分の権利を積極的に、かつ漸進的に行行使する」として述べられていることは、本委員会の、権利保有者としての乳幼児観を明確に表明していることを示すものである。

これを受けて採択された「一般的注釈 第7号」は、「乳幼児にとってのより広範な意味に関

する討議の必要性」から、2004年の勧告、一般的注釈の採択へと至った経緯を解説し、冒頭において以下のことを強調している。

「乳幼児がこの条約に述べられている全ての権利の保有者であること、そして乳幼児期がこれらの権利の実現に決定的に重要な時期である、という認識を促進することを望む。」<sup>17)</sup>

本一般的注釈は、乳幼児が「子どもの権利の保有者である」<sup>18)</sup> ことを冒頭において明記し、乳幼児とは、「その人生の始まりから固有の関心、能力、及び脆弱性を有する社会的主体 (social actor)」<sup>19)</sup> であり、「それ自身の関心、利益及び意見をもつ能動的な構成員」<sup>20)</sup>、かつ、「他者に完全に依存しているが、ケア、指示、助言の受動的な受容者」ではなく「両親や、ケア提供者に対し、自らの生存、成長、幸福のための保護といたわりとを要求する能動的な社会的主体 (active social agent)」<sup>21)</sup> であるという乳幼児観を明瞭に解説している。本権利委員会委員のクラブマン教授によれば<sup>22)</sup>、この一般的注釈の中心点は「子どもは幼くても権利の保持者である」ということであり、一般的注釈が示す乳幼児とは、権利保有者、権利の能動的かつ積極的な行為者、能動的な主体である。

この乳幼児観に基づき、条約第12条が掲げる意見表明権が乳幼児に適用されるべきものとして、注釈「乳幼児の意見 (views) と感情 (feelings) の尊重」が挙げられている。これは、これまでの子どもの権利条約をめぐる国際文書の中でも、特別な新鮮さをもって記されていると思われる。

「この権利は、自己の権利の促進、保護、監視への積極的な参加者としての乳幼児の地位を強化する。乳幼児の一家族、地域社会、及び社会における参加者としての一主体性の尊重は、年齢及び未成熟性を理由に、不適当なものとしてしばしば見逃され、又は拒否されている。……

本委員会は、条約12条が、年少の子どもと年長の子ども、双方に適用されることを強調したい。権利の保有者として、たとえ生まれたばかりの子どもであっても、自己の見解を表明する資格を与えられ、それは『子どもの年齢と成熟に応じて考慮される』べきである (第12条第1項)。乳幼児は自分たちを取り巻く環境に非常に敏感であり、そして、自己のユニークなアイデンティティを自覚することに加えて、自分の周囲の人々、場所、生活習慣を大変急速に理解していく。彼らは、話し言葉、書き言葉を用いてコミュニケーションができるようになるはるか以前に、選択し、自分の感情、考え、願いを様々な方法で伝達する。」<sup>23)</sup>

クラブマン教授は、乳幼児は「何かをしたい」あるいは「いやだ」と言うことで欲求を表明し、「泣くことや笑うこと」時には「自分を破壊すること」によっておとなにメッセージを伝えていると述べて、条約の指す「意見」とは、「洗練された知的な意見」のことではなく、「子どもたちが表現する感情さえも尊重に値する意見」<sup>24)</sup> であり、今回の一般的注釈において強調されていることは、乳幼児は「笑ったり、顔の表情を変えたりすることで自分の意見を表明する力を持っているということ」だと述べている<sup>25)</sup>。

条約形成の過程で論議されてきた、意見表明権の行使に関わる「自己の見解をまとめる能力」の有無にかかわらず、子どもの「感情、考え、願い」をそのまま第12条の内包する「意見」と捉え、言語以外の方法でそれを表明することもまた、「意見表明権」の行使であることが、明確に表されている。条約形成過程から成立後においても、長い間埋もれていた権利が、ここにおいて引き出されたと言い得るであろう。

このように乳幼児が意見表明権を有するとする認識は、本一般的注釈が意図している通り、乳幼児の権利主体としての認識を大きく変えるものである。この権利が含まれていることによって、乳幼児が受身的な権利の保有者ではな



く、積極的な権利の行為者であるという、本一般的注釈の示す乳幼児観が実質的な根拠をもって提示されたと言えるであろう。

以上のような、権利保有者としての乳幼児観は、20世紀後半以降の国際的な研究とその成果の蓄積の中で見出されてきたが、20世紀前半に、乳幼児は「涙と微笑みの言語」「顔の表情という言葉」で語っており、権利保有者としての乳幼児の権利を尊重しようとする主張はコルチャックにおいてなされていたことに注目し、彼の思想における、乳幼児観と乳幼児の「意見」の尊重に関する主張を分析していく。

## II. コルチャックにおける乳幼児の「意見表明」

### 1. 乳幼児の存在を受容される権利

コルチャックがその教育思想を形成した時代は、世界的な教育界の流れから見れば、新教育運動の時代であり、ポーランド国内の政治的動向を見れば、社会全体が子どもの問題に魅了されていく時代であり、「社会問題としての子どもは、新しい時代の発見」<sup>26)</sup>であった。特に19世紀ポーランドのポジティビズム文学は、子どもの問題を取り上げ、また論じる上で重要な役割を果たした。ポジティビズム文学において、子どもは物語の中心に位置し、子どもは独立した自覚的存在として描かれ、子ども自身の経験が描写される。

このような政治的、文化的に子どもへの関心が高まる中で形成されたコルチャックの権利思想は、その子ども観に特徴づけられる。塚本智宏によれば、コルチャックの基本テーゼは「子どもはこれから人間になるのではなく、すでに人間である」<sup>27)</sup>。

「子どもが将来人間になるのではなく一彼らはすでに人間だ、ということなのだ。彼らは地球上の実りと宝の3分の1を受け取る権利をもっている、慈悲ではなく。彼らは人類の思想が勝

ち取ってきたものの3分の1を受け取る権利をもっている。」<sup>28)</sup>

彼は、子どもが「すでに人間」であり、子どもがおとなと区別されることなく、等しく「3分の1を受け取る権利をもっている」ことを述べることによって、子どもが子どもであることによって不当に権利が奪われている状況を批判しつつ、子どもの正当な権利の保障を求めている。

コルチャックの代表的著作『子どもをいかに愛するか』は、「家庭の子ども」「サマーキャンプ」「寄宿学校」「子どもたちの家」の4編からなるもので、彼の「最も重要な子育て・教育論」、「具体的な教育観の現われ」、「子どもに関する集大成」、「思想と教育学的指摘の体系化を試みた」彼の「教育学の信条」などと評されている。彼は、この作品において挙げられている「3つの基本的な権利」<sup>29)</sup>のうち、「子どもの今日という日に対する権利」、「子どもがあるがままでいる権利」は、乳幼児の「意見表明」を尊重する上で、重要な権利と考えられる。

#### (1) 「今日という日に対する権利」

「怠惰にも、われわれは、先にあるものをふさわしく受け入れる準備をするためといって、今日という日の美しさを探すことを拒んでいる。……

ついに明日がやってきたとき、われわれは次の明日を待ち始める。というのは、基本的に、子どもがまだ存在せず、やがて何者かになるであろうと、子どもは今は何も知らないが、やがて知るとなると、今はできないがやがてできるようになるのだという、このような考えは、絶え間ない期待を強要するのである。

人類の半分はあたかもまったく存在しないようである。その生活は冗談であり、その奮闘は初心なものであり、その感性は移ろいやすいものであり、その意見はおかしなものである。」<sup>30)</sup>  
「子どもは考える。

『ぼくは何者でもない。おとなだけが何・者・か・なのだから。ぼくはちょっとだけ今は大きくなった。でもまだ、何・者・でもない。あとのくらい待てばいいのだろう。……』<sup>31)</sup>

「われわれは彼らに明日の人間という重荷を負わせている一方で、今日を生きる人間の権利を与えていない。」<sup>32)</sup>

コーエン<sup>33)</sup>は、コルチャックが子ども時代を、それ自体人生の本質的で完全な一部であり、他の段階と比較し得ない絶対的価値をもつものであることを認識していたと述べ、バイナー<sup>34)</sup>は、この権利を子ども時代の絶対的な価値の強調であるとしている。バイナーは更に、この権利にはおとな時代と子ども時代は同等であること、子ども特有の視点、子ども時代特有の「今」、その「今」における欲求や要望などがあるとする。バイナーに従えば、「今日という日」に対する権利は、「今日」「今」の子どもの「意思や思い」を受け流すことなく、その時々で受容するための権利である。

また塚本は、この権利を第3の「子どものあるがままである権利」と並ぶ最も重要な思想であると述べ、おとなが子どもを「成長しつつあるもの」としてのみ見、常に明日の子どものために対処しているのは、つまり現実には存在しないものとして子どもを見ていることであると要約する。この権利の尊重は、現実の目の前の子どもが、現在の最高の瞬間にあるものだと受け留めることである。従って、過去にも未来にも比較することなく、現在ある子ども、乳幼児の姿が最高のものとして受容される権利が、この第2の権利であるといえる。

## (2) 「あるがままでいる権利」

コルチャックの言う子どもの「あるがまま」とは何を指すのか、彼の以下の表現がそれを示している。

「子どもが歩き始め、話し始めるのにふさわし

い時期はいつなのか。それは、彼が歩き始め、話し始めるときだ。いつになったら歯が生え始めなければならないのか。それは歯が生え始めるときだ。……赤ん坊は、彼にとって寝ることが必要なその時間に眠らなければならないのだ。」<sup>35)</sup>

「もし従順な『良い』子が突然いうことをきかず反抗的になったら、子どもがあるがままの本性を現すことに腹を立てるべきではないということも覚えておくべきである。」<sup>36)</sup>

「あるがままでいる」ということは、子どもが発する子どもからのメッセージを、そのままに受け留めること、子どもがその時々を示す姿こそが、その子どもの真の姿であると受け入れることであることが、ここから読み取れる。

レヴィン<sup>37)</sup>は、この第3の権利を、子どものおとなとの平等の権利を保障するためのものであるとしている。彼によれば、コルチャックの要求する平等の権利とは、子どもの標準的な発達を保障する物質的な必要条件や適切な保護だけでなく、何よりもまず、子どもは人間の萌芽などではなく、子どもはすでに人間であるという事実を理解し認識することであるという。更にこの事実とは、子どもの人生のどの瞬間においても、発達のどの段階においても、子どもは一人前の人間であり、われわれの仲間であるということである。成長発達のどの段階にあるかにかかわらず、一人の人間存在、能動的な権利主体として子どもを認識するということは、特に、乳幼児の権利について解釈、認識する際の乳幼児観を大きく左右するものとなると言えよう。

レヴィンはまた、子どもが「自分自身である」ということとは、子どもの今ある状態、自分はどうなりたいと望んでいる姿、あるいは自分はそうなれる、といった子どもの中に内包されたすべてのことを含んだ「自分自身」であると述べる。「子どもの中に内包されたすべてのこと」



から、様々な方法で発せられるメッセージは、子どもの真の意思、感情として、おとなによって理解されなければならない。

「あるがままでいる権利」を乳幼児の権利という観点から解釈する時、そこには、どんなに幼い乳幼児であっても、すでに主体的な人間であり、その今ある姿から発せられるメッセージは、その乳児自身、幼児自身として受け留められなければならない、という意味があると言える。

コルチャックは、「今を生きる権利」「あるがままでいる権利」への認識をもって目前の乳幼児を捉えていたわけであるが、そのような乳幼児理解の姿勢は、表面的には脆弱で依存的に見える乳幼児の中にあるおとなに劣らない人間の姿を、彼に見出させていたと考えられる。

## 2. 人格的存在としての乳児

『子どもをいかに愛するか「家庭の子ども編』』においてコルチャックは、子ども存在が独立した人格であることを様々な表現や観察の記録をもとに表している。コルチャックは、子どもの独立した生がすでに胎児のときに始まっているとしており、乳児が一個の人格的存在として自覚的に積極的に生きる様を描いている。

「ただ際限のない無知と浅はかさだけがこの事実を見落としてしまうのだ。それは、乳児が、生来の気質と強さ、知性と自尊心と人生の経験から成る、厳密に言えば、一個の人格であるという事実である。」<sup>38)</sup>

ここで彼は、乳児が弱々しく保護のみを必要とする受身の姿ではなく、強さや知性をもつ一個の人格であることへの注意を喚起する。さらに彼は次のように述べる。

「もしわれわれが、乳児の意識により深く入り込めば、われわれはそこに、予期した以上のもの、しかしわれわれが予期していたのとは極めて異なったものがあるのを発見するはずであ

る。」<sup>39)</sup>

「赤ん坊というものは外界を獲得しようと努力するものである。……赤ん坊は、自分の関心のあることについて、自分が使える（まだ少ない）知識と方法（まだ貧弱なものだが）の範囲で行動する。」<sup>40)</sup>

乳児は、「われわれ」おとなが予期する以上のものを有し、理解している以上の明瞭な意識と意志をもって主体的に行動していることをコルチャックは述べる。

以下は、やっとなつかまり立ちができるようになったプロネックの描写である。

「プロネックはドアを開けたい。前にある椅子を押している。休むために一旦中止するが、援助は求めない。椅子は重い。彼は少し疲れた。椅子の足を片方ずつ、引っぱって行く。……椅子は、もうドアのすぐそばまで来た。だから彼は、何とかそこまでたどり着いて椅子によじ登り、椅子の上に立てるだろう、と考えている。……ドアの取っ手のある側まではまだ少し距離がある。いらいらした様子は少しもない。……ドアが開いた—深いため息。意志を行使した時や緊張した集中の、あの深い安堵のため息を、われわれはすでに赤ん坊の中にさえ見ることができる。……」<sup>41)</sup>

プロネックの描写において、乳児は既に自律的な人間であり、ドアに向かう乳児は、自分の歩みを自ら切り開く1人の人間である。ここには、「既に人間」として主体的に歩む乳児の姿が描かれている。コルチャックの乳児観には依存的、受身的、未熟で脆弱な乳児はなく、伝統的なおとなの認識以上に人格的であり、能動的かつ積極的主体としての乳児の姿がある。

### 3. 乳幼児の「意見表明」権と存在の受容

「母親が、(乳児の)はっきりしない未完成の言葉の意味を言い当て、その子どものはっきりとしない最初の言語を理解したときに感じることでできる喜びはどれほど純真なものだろうか。……

では、涙と微笑みの言語、二つの目と唇の形の言語、身振りや吸い付き方の言語は？」<sup>42)</sup>

[丸括弧 ( ) 内は、著者による補足]

「赤ん坊は、顔の表情という言葉で、印象と感情の記憶という言葉で話しているのである。」<sup>43)</sup>

乳児が「涙と微笑み」、「二つの目と唇の形」、「身振りや吸い付き方」「顔の表情」という「言語外の言語」で語っているのだと彼は言う。表情やしぐさ、泣き方の違い等、乳幼児の示す一つひとつのことは、乳幼児の「言語」であって、それによって乳幼児は、母親、親密な養育者に対して意思表示をしている。この意思表示を行う「言語」は、「一般的注釈 第7号」の述べる「話し言葉、書き言葉を用いてコミュニケーションができるようになるはるか以前に、……自分の感情、考え、願い」を伝達する「様々な方法」であると言えよう。ここで、コルチャックは、乳幼児の「言語」による「意見表明」を「権利」としては明記していないが、乳幼児が、彼らの「言語」を用いて伝達しようとしている意思、「意見」を聞き取る責任と義務を、おとなに強く要求している。

「彼女(母親)の目と耳と乳首がつかんだ100の兆候が、また100の極々小さな不満が、『気分が良くないの、本当に調子が良くないの』と、彼女に教えている。」<sup>44)</sup>

[丸括弧 ( ) 内は、著者による補足]

「子どもは誕生のまさにその最初の日から泣いているが、彼女はそれ以上のことを何も観察し

てこなかった。子どもはひっきりなしに泣いているのに！」<sup>45)</sup>

子どもの権利尊重をおとなに要求するコルチャックは、しばしばおとなへの痛烈な非難や批判を、要求の手段としている。ここにも、母親に対する彼の批判がある。

乳幼児が、「しくしく」泣いたり、「突然金切り声をあげて」泣いたり、「突然泣き止んだ」りすることで、彼らの「言語」を用いて「意見表明」を実行していると言えるのであれば、乳幼児の側において自らの成長、保護、幸福のために必要な行動を起こしている、ということである。乳幼児の側においてなすべき事柄が実行されているとすれば、権利を具体的、实际的行使の完成の形へと導く役割を果たすのは、おとなの義務と責任であると言える。

乳幼児は体全体で世界と接しており、乳幼児の行動はその存在全体を含むものである<sup>46)</sup>。それゆえ、乳幼児が言語外の方法で示す感情や意思、願望は、乳幼児自身を表出しているものである。乳幼児の意見表明を権利として尊重することは、乳幼児の存在全体の受容と尊重を保障させようとするものである。また同時に、乳幼児の存在全体の受容を保障しようとする「今を生きる権利」、「あるがままである権利」は、乳幼児の意見表明権を保障するものとなる。コルチャックにおける、乳幼児の受容と、乳幼児の「言語」を通して発せられる乳幼児の意見表明権の尊重と保障は、乳幼児の人間存在として尊重される権利と表裏一体の関係にあると言えよう。

福田は、意見表明権は子どもの「居場所を実現する権利」<sup>47)</sup>であり、「子どもの権利の本質」<sup>48)</sup>と解釈し、子どもの呼びかけに応答することは、子どもを1人の人間主体として全面的に認めること、つまり「ありのままに受け入れる」ことであると述べている。また、「欲求(意見)」を表明しても、「応答してもらえないとき、その者の存在そのものが無視され、人間の尊厳が否定



される」<sup>49)</sup>と、表明した意見に対して応答されないことが、子どもの人間存在を無視することになると警告している。福田のこの指摘は、意見表明権が、コルチャックの挙げる基本的権利、つまり全面的な存在の受容と不可分の関係にあることを示すものと言えよう。

### Ⅲ．乳幼児の意見表明権の「行使」

#### — おとなとの協同実施 —

乳幼児の意見表明権が、存在の全面的受容であるとするとすれば、その権利の実施は、必ず保障されなければならない。

乳幼児は、能動的な社会的主体であるが、全面的に親やケア提供者に依存しており、「その権利を行使するに当たって助言、指導及び援助を必要」<sup>50)</sup>とする。意見表明権が、乳幼児によって「意見表明」されたとしても、それを受け留め、実際的な効果をもたらすところの権利行使へと至るには、おとなの働き、または介入が不可欠である。

クラブマン教授によれば、乳幼児が「意見表明」したなら、それが聞かれ (to be heard)、応えられ (to be responded)、尊敬されなければならない (to be respected)<sup>51)</sup>。これが、乳幼児の意見表明権が保障されていく重要な基本的道筋であると考えられる。

この過程によって乳幼児の意見表明権を実現する「おとな」とは、人間存在として乳幼児を尊敬し、かつ「その子どもの興味、ニーズと調和した重要な人物」<sup>52)</sup>であり、また「乳幼児に同一化できる間主観的な心的状況」<sup>53)</sup>をもつおとなであることが求められる。乳幼児と、意識と価値を共有し、彼らの「言葉」を傾聴し、「言葉」通りに理解し、尊重することのできるおとなとの協同作業によって初めて、意見表明権は行使に至ると言えるのではないか。

子どもの権利条約第5条は、子どもに対する親や法廷保護者等の権利を認めており、第5条の下では、彼らが事実上の権利保有者となる。

乳幼児の権利の実施には、常に第5条の権利が関わるが、その際、乳幼児の権利を実施する「おとな」が、乳幼児の権利を真の意味で行使し得る心的状況を有するのかが常に問われなければならないと思われる。

権利は、単にもっているという現実性ではなく、それが行使されたとき、権利保有者がその効果を知覚し、満足感にも近い感情を実感できるものである必要があるのではないだろうか<sup>54)</sup>。乳幼児が保有する意見表明権によって、乳幼児の最善の利益がこれまで以上に保障され、個々の乳幼児が、その存在を常に受容される乳幼児期を送るために、意見表明権に対する認識、乳幼児の人間存在への尊敬、協同者としてのおとなの意識の深化が必要である。

#### おわりに

著者はこれまで、コルチャックの子ども観の考察をひとつのテーマとして研究に取り組んできたが、彼の乳幼児の権利観に取り組み始めた直後に参加した、ロタール・クラブマン子どもの権利委員会委員、コルチャック研究者ヴァルトラウト・ケルベル・ガンセ教授の来日講演から、コルチャックの思想と乳幼児の権利との深い関係性を確認することができた。

コルチャックは、1929年発表の『子どもの権利の尊重』において、1924年のジュネーブ宣言について

「ジュネーブの立法者たちは義務と権利とを混同してしまった。宣言の調子は、強い主張ではなく説得である。すなわちそれは、善意や親切心への嘆願なのである」<sup>55)</sup>

として、ジュネーブ宣言が、おとなの当然の義務を挙げたのみで、子どもの主体としての権利が掲げられなかったこと<sup>56)</sup>を痛烈に批判している。コルチャックは、子どもの要求する保護や生命への権利の行使は、おとなの親切心や善意によってなされるのではなく、どれ程おとなの

側に多くの労力がかかろうと、おとなの義務は果たされなければならないこと、権利を行使しようとしている子どもに耳を傾けるべきことを、繰り返し主張している。

子どもの尊重を要求するコルチャックの主張の多くは、子どもに対するおとなの言動の批判を通してなされている。現実的に子どもの権利の保障が実現されるのは、ほとんどの場合おとなの認識と行動に依存しているといっても過言ではないであろう。特に、乳幼児の権利においては、それはほぼすべての場合である。従って、日常生活の中で連続的に実施されるべき、乳幼児の意見表明権の実施のために、個々のおとなの認識と行動への働きかけが重要であると思われる。今後、乳幼児の意見表明権への考察とともに、実施のためのおとなへの働きかけについて研究・考察していきたい。

#### 引用・参考文献

- 1) 「なぜ、ポーランドは子どもの権利条約を提案したのか 一条約の意義について アダム・ウオパトカ氏に聞く」『季刊教法』第92号 エイデル研究所 1993年 p.17-22  
「なぜ、ポーランドは子どもの権利条約を提案したのか 一条約の意義について アダム・ウオパトカ氏に聞く・その2 (質疑応答)」『季刊教法』第93号 エイデル研究所 1993年 p.76-83  
アダム・ウオパトカ「序文」『コルチャック先生と子どもたち ポーランドが子どもの権利条約を提案した理由』あいゆうびい 1996年 p.3-5
- 2) ヴァルトラウト ケルベル - ガンゼ教授 講演「コルチャックと子どもの権利」2005年 10月17日 於：ウィリング横浜
- 3) Committee on the Rights of the Child  
“GENERAL COMMENT No.7 (2005)”  
2005. November 1  
<http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/898586b1dcb4043c1256a450044f331/cd82befa6116036c>
- 12570b50039aa77/\$FILE/G0544829.pdf
- 4) 例えば、国際赤ちゃん学会(The International Society on Infant Studies)(論文集“Infancy”(2000年初版))がその代表として挙げられる。日本においては、1997年設立の乳児行動発展研究会が2001年に日本赤ちゃん学会となっている。2005年「一般的注釈 第7号」が、2004年に同委員会によって出された同名の勧告を受けて採択されたことを見ても、2000年前後は乳幼児研究の普及において、一つの重要な時期となっていると考えられる。
- 5) Martin Woodhead “Early Childhood Development:A Question of Rights”  
*International Journal of Early Childhood* v37 n 3 2005 p79-98
- 6) Jacob Egbert Doek ‘Foreword’ A Guide to General Comment 7: ‘Implementing Child Rights in Early Childhood’ Bernard van Leer Foundation 2006 p.vii
- 6) Norberto I.Liwski Implementing child rights in early childhood *A Guide to General Comment 7: ‘Implementing Child Rights in Early Childhood’* Bernard van Leer Foundation 2006 p.8
- 7) 喜多明人「国連・子どもの権利条約生成過程の研究」『立正大学文学部研究紀要』第5巻 1989年 p.224
- 8) 石川稔「児童の意見表明権 -【12条】」『児童の権利条約 — その内容・課題と対応』一粒社 1995年 p.226
- 9) 同上、p.232
- 10) Caroline Arnold ‘Positioning ECCD in the 21<sup>st</sup> Century’ *Coordinator’s notebook An International Resource for Early Childhood Development*  
[http://www.ecdafrica2005.com/documents/POSITIONING\\_ECD.pdf](http://www.ecdafrica2005.com/documents/POSITIONING_ECD.pdf) 8月21日閲覧 p.4
- 11) 福田雅章「国連子どもの権利委員招へいイベントの成果と意義 — 第三回報告審査に向けて深められた子どもの権利の本質」『季刊 人間と教育』第49号 2006年 旬報社 p.123
- 12) しかし民間レベルで、乳幼児でも意見を表明しているという認識のもと、0歳児の意見表明権を保障することへの模索がなされていた。例え



- ば、OMEPによる「『子どもの権利条約』東京フォーラム（1991年 11月24日）、また坪井節子による「赤ちゃんとおとなのパートナーシップ」『乳幼児期の子どもたち 子どもの人権双書⑦』明石書店 2003年 p.13-38が挙げられる。
- 13) United Nations Committee on the Rights of the Child “Day of Discussion: Implementing Child Right’s in Early Childhood” 2004. September 17  
<http://www.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/discussion/earlychildhood.pdf>
- 14) United Nations Committee on the Rights of the Child “Day of Discussion: Implementing Child Right’s in Early Childhood” 2004. September 17  
<http://www.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/discussion/earlychildhood.pdf>
- 15) Ibid., p.1
- 16) Ibid., p.3
- 17) Ibid., p.1
- 18) Ibid., p.2
- 19) 世取山洋介訳「『乳幼児期における子どもの権利の実施』に関する一般的注釈 第7号（2005年）完全翻訳」  
<http://www.dci-jp.com/crc-7.pdf> p.2
- 20) Ibid.
- 21) Ibid. p.7
- 22) ロタール・クラブマン教授 講演「乳幼児の権利について」2005年 10月12日 於：練馬公民館
- 23) op. sit. “GENERAL COMMENT No.7（2005）” pp.6-7
- 24) 前掲、クラブマン教授 講演
- 25) ロタール・クラブマン、堀尾輝久「対談『子どものために』ではなく『子どもの視点から』子どもの最善の利益と意見表明権をとらえなおす」『クレスコ』6巻2号（通号59）大月書店 2006.2 p.32-37
- 26) Regina and Czeslav Grol-Prokopczyk “Child and Society: Reflections on Janusz Korczak’s Educational Philosophy.” Canadian Jewish Outlook, 15, no. 3（Mar./Apr., 1977）: p.12
- 27) 塚本智宏「ヤヌシュ・コルチャック『子どもの権利』の探求」『稚内北星学園大学紀要』第2号 2002年 p.12
- 28) Janusz Korczak “Der Frühling und das Kind” *Sämtliche Werke 5 Gättersloher Verlagshaus* 1997, p.25
- 29) 「1. 子どもの死に対する権利  
 2. 子どもの今日という日に対する権利  
 3. 子どもがあるがままでいる権利」である。「子どもの死に対する権利」が意味する所については、子どもの死を受けいれるべきであるとする解釈や、リスクを伴う行動をも経験させる自由を与えるための逆説的な表現であると解釈するなど、様々な議論がなされているが、本稿においては、乳幼児の意見表明に関わる第2、第3の権利を取り上げる。  
 Janusz Korczak, “Jak kochać dziecko” *Janusz Korczak PISMA WYBRANE I Nasza Księgarnia Warszawa* 1984 p.124
- 30) Janusz Korczak, *WIE MAN EIN KIND LEIBEN SOLL* Vandenneck & Ruprecht, Göttingen 1992 p.44  
 Korczak, op.sit. “Jak kochać dziecko” *Janusz Korczak PISMA WYBRANE I* p.127  
 Korczak, op.cit., “How to love a child” p.133
- 31) Korczak, op.cit., “How to love a child” p.134
- 32) Korczak, op.cit., “How to love a child” p.165
- 33) Adir Cohen *The Gate of Light Janusz Korczak the Educator, and Writer Who Overcome the Holocaust* Associated University Presses 1994.
- 34) Friedhelm Beiner, “Korczak’s Pedagogy of Respect” *Dialogue and Universalism*, No.9-10 Warsaw University, Warsaw 1997 pp.143-150
- 35) Korczak, op.cit., “How to love a child” p.127
- 36) Korczak, op.cit., “How to love a child” p.146
- 37) Aleksander Lewin “Tracing the Pedagogic Thought of Janusz Korczak” *Dialogue and Universalism* No.9-10 Warsaw University, Warsaw, 1997 pp.119-125
- 38) Janusz, op.sit., “Jak kochać dziecko” p.41
- 39) Ibid. p.29  
 Janusz Korczak, op.sit., “How to love a child” p.118
- 40) Ibid., p.117
- 41) Ibid., pp.137-138

- 42) Ibid., pp.98-99
- 43) Ibid., p.124
- 44) Ibid., p.98
- 45) Ibid., p.101
- 46) IPPA the Early Childhood Organization,  
Implementing a focus on participation  
*A Guide to General Comment 7: 'Implementing  
Child Rights in Early Childhood'* Bernard  
van Leer Foundation 2006 p.89
- 47) 福田雅章「あらためて『こどもの居場所』を検  
証する」『月間社会教育』 49巻（1） 通号 591  
国土社 2005年 p.51-59
- 48) 福田雅章「『子どもの権利条約』における発達  
と指導」『学童保育研究』 第3号 学童保育指  
導員専門性研究会 2002年 p.37
- 49) 同上、p.36
- 50) 前掲、「『乳幼児期における子どもの権利の実施』  
に関する一般的注釈 第7号（2005年）完全翻  
訳」 p.1
- 51) 前掲、「対談『子どものために』ではなく『子  
どもの視点から』子どもの最善の利益と意見表  
明権をとらえなおす」
- 52) IPPA the Early Childhood Organization,  
op. cit. p.89
- 53) 太田いく子「乳幼児が『権利をもつ』とはどう  
いうことか ―乳幼児と親・養育者の間主観的  
関係にもとづく『児童の権利条約』三条一項お  
よび十二条一項の再検討―」『広島法学』広島  
大学法学会 29（2）107号 2005年 pp.45-79
- 54) IPPA the Early Childhood Organization, op.  
cit., p.89
- 55) Janusz Korczak *The Child's Right To Respect*  
translated from the Polish with introduction  
by E.P.Kulawiec University Press of America  
1992 p.176
- 56) 塚本智宏『コルチャック 子どもの権利の尊重』  
子どもの未来社 2004年 p.81

（2006年9月29日提出）

（2006年10月13日受理）



# A Study on Implementing the right to express his/her views of the young child

— Based on Janusz Korczak's idea of children's rights —

Izumi ODAKURA

Keywords: the Committee on the rights of the child, young children,  
the Right to express one's views, Janusz Korczak

Historically the rights of young children were limited. Even in the process of the enactment of Convention on the Rights of the Child, most of the mentions in young children were about protection and the right to express one's views was not applied to young children.

The "General Comments No.7": "Implementing Childs Rights in Early Childhood" by the Committee on the Rights of the Child describe clearly that young children are holders of all rights enshrined in the Convention. The Committee underlined even feelings of young child are "views" deserving of our respects. Korczak also urged to listen and respect young children's "the speech of tears and smiles". In this thesis, I propose that his ideas of young children and their rights can lead us to gain an appreciation and understanding of the philosophy of Convention on the Rights of the Child.